

令和9年度 創薬支援推進事業・ 創薬シーズ実用化支援基盤整備事業 公募説明資料

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)
創薬事業部 創薬企画・評価課

本資料の内容

1. 創薬支援推進事業・
創薬シーズ実用化支援基盤整備事業の概要
2. 令和9年度公募・選考について
3. 採択決定後の手続き等
4. その他、ご質問事項等の照会先

1. 創薬支援推進事業・ 創薬シーズ実用化支援基盤整備事業の概要

事業の方向性と目標

公募要領 第Ⅰ部 第1章

創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業は、創薬支援ネットワーク^(*)の取組を促進するとともに、創薬研究の推進に資する貴重な民間リソース等を有機的に結びつけて、創薬支援ネットワーク機能の更なる強化、ひいては医薬品創出の推進力を強化するために、創薬支援推進ユニットを整備し、創薬シーズ実用化支援基盤の構築を行うことを目的としています。

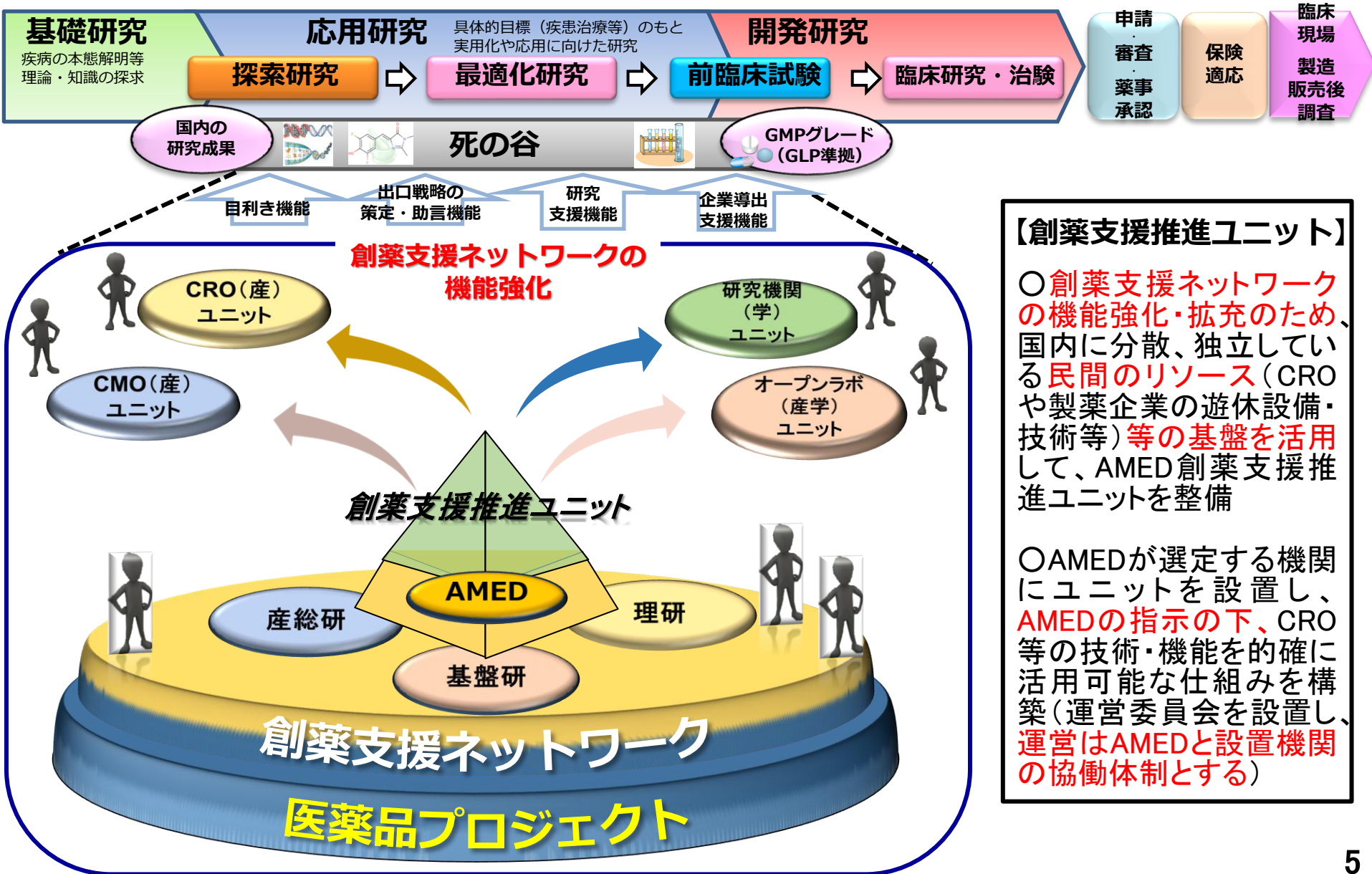
本事業では、ユニットを整備することによる創薬支援ネットワークの取組等の促進により画期的新薬の創出に向けた研究開発を加速し、アカデミア発創薬シーズの実用化における成功確率を向上させるとともに、創薬研究推進に寄与することを目標とします。

* 創薬支援ネットワーク

平成27年4月1日より日本医療研究開発機構に設置された創薬支援戦略部(平成29年7月1日から創薬戦略部、令和2年4月1日から創薬事業部)を中心に理化学研究所、医薬基盤・健康・栄養研究所、産業技術総合研究所等が強固な連携体制を構築し、大学や公的研究機関の優れた研究成果から革新的新薬の創出を目指した実用化研究を支援する日本初の創薬支援制度です。

本事業は補助事業であり、研究開発を委託する事業ではありませんのでご注意ください。

創薬シーズ実用化支援基盤整備事業・創薬支援推進ユニット



【創薬支援推進ユニット】

○創薬支援ネットワークの機能強化・拡充のため、国内に分散、独立している民間のリソース（CROや製薬企業の遊休設備・技術等）等の基盤を活用して、AMED創薬支援推進ユニットを整備

○AMEDが選定する機関にユニットを設置し、AMEDの指示の下、CRO等の技術・機能を的確に活用可能な仕組みを構築（運営委員会を設置し、運営はAMEDと設置機関の協働体制とする）

創薬支援推進ユニットによる創薬支援ネットワーク支援機能強化

- ✓ 創薬支援推進事業「創薬シーズ実用化支援基盤整備事業」において、平成29年度より「創薬支援推進ユニット」を整備

【令和8年度時点】創薬支援ネットワークの支援テーマはオレンジ色のユニットの利用が可能



創薬支援推進ユニットによる創薬支援ネットワーク支援機能強化

【令和9年度予定】創薬支援ネットワークの支援テーマはオレンジ色のユニットの利用が可能

Seeds

Translational Research

Pharma
VC

AMED 創薬事業部（創薬支援ネットワーク本部）

理化学研究所

医薬基盤・健康・栄養研究所

産業技術総合研究所

【シーズ
収集・評価】

公募対象ユニット

プロモーターユニット【CRO調整】

【出口
支援】

ニューモダリティユニット

【ニューモダリティコンソーシアム(Nモダコンソ)事務局】

創薬支援推進ユニットの概要

【令和9年度予定】

	ユニット名	代表機関	実施内容	研究開発 実施期間
1	ニューモダリティユニット 【Nモダ コンソ事務局】	公益財団法人 都市活力研究所	ニューモダリティコンソーシアム(Nモダコンソ)の窓口業務、創薬技術を有する企業情報の収集、CROを活用した検証評価体制構築支援等	令和7年度～ 令和11年度
2	プロモーターユニット 【CRO調整、データ収集】	公募対象	創薬シーズの評価やデータパッケージの構築に必要な非臨床データの取得等に係るCRO(試験受託施設)調整、データ収集等	令和9年度～ 令和13年度

2. 令和9年度公募・選考について

公募対象課題

公募要領 第Ⅰ部 第2章

#	募集対象となる 課題	研究開発費の規模 (一般管理費を含まず)	研究開発実施 予定期間	新規 採択課題 予定数
①	プロモーター ユニット	1課題当たり年間 30,000千万円(上限) 補助率:1/1	令和9年4月 ～ 令和13年度末	0～1課題 程度

※本事業は補助事業であり、研究開発を委託する事業ではありませんのでご注意ください。

①プロモーターユニット

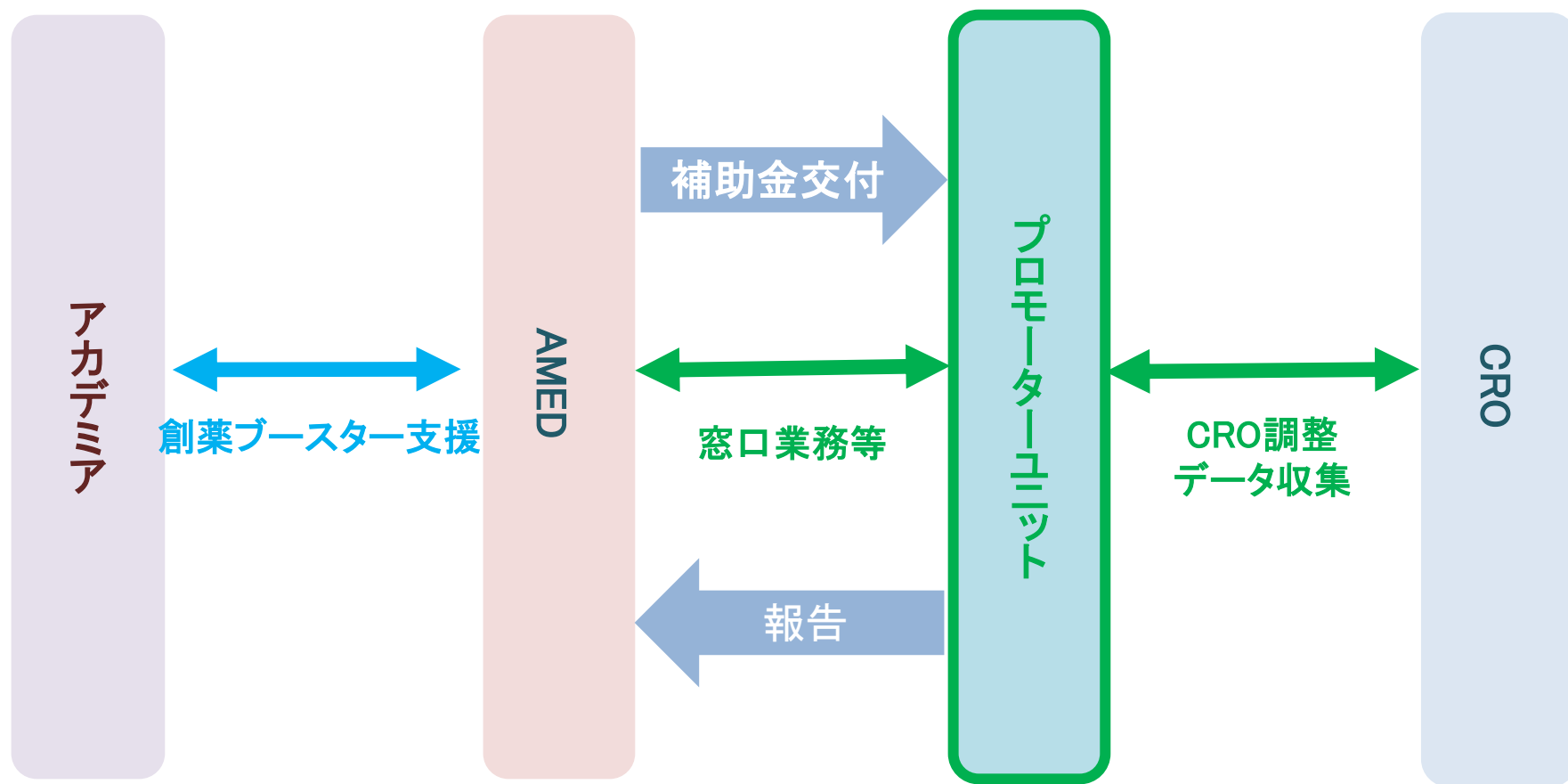
公募内容

公募要領 第Ⅰ部 第2章

- 事業開始時点でユニットが有する国内外の創薬支援CRO(試験受託施設)及びベンチャー企業等が提供する創薬技術や試験サービスに関する情報、及び収集した最新の情報をデータベースとし、当該データベースに基づき技術面と信頼性等の観点から総合的に評価した結果を創薬支援ネットワークに提供すること。この際、国内における非臨床試験実施能力等、創薬力強化の観点も踏まえること。
- 創薬支援ネットワークが支援するアカデミア発創薬シーズにおける評価やデータパッケージの構築に必要な非臨床データの取得等にあたり、上記評価結果を踏まえて、試験を実施できる最適なCRO等を調達するための体制を整備するとともに、調達後の試験実施において綿密なモニタリングやサイトオーディット等による試験データ(試験計画書、試験報告書等)の信頼性の確保を図ること。なお、創薬支援ネットワークによる支援を遅滞なく進行するため、事業開始時点において、上記体制が整備できていること。
- 創薬支援ネットワークの支援に必要となる最先端技術の国際動向を調査し、当該技術を導入・実装することで、付加価値の高いシーズを継続的に育成するシステムを構築すること。

プロモーターユニット運営イメージ

補助事業



提案書類の受付期間・選考スケジュール

公募要領 第I部 第2章

公募期間

- 令和8年7月21日(火)～**令和8年9月1日(火)正午(厳守)**

書面審査

- 令和8年9月中旬～令和8年9月下旬(予定)

ヒアリング 審査

- 令和8年11月5日(木) (予定) ※Web開催

採否通知

- 令和8年12月下旬(予定)

交付決定

- 令和9年4月1日(木)(予定)

応募資格者_①

公募要領 第Ⅰ部 第3章

本事業の応募資格者は、以下(1)～(6)の要件を満たす国内の研究機関等に所属し、かつ、主たる事業実施場所とし、応募に係る課題について、研究開発実施計画の策定や成果の取りまとめなどの責任を担う研究者(研究開発代表者／ユニット代表者)とします。

(1) 以下の(A)から(H)までに掲げる研究機関等に所属していること。

- (A) 国の施設等機関(研究開発代表者が教育職、研究職、医療職、福祉職、指定職又は任期付研究員である場合に限る。)
- (B) 公設試験研究機関
- (C) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学及び同附属試験研究機関等(大学共同利用機関法人も含む。)
- (D) 民間企業の研究開発部門、研究所等
- (E) 研究を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (F) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条に規定する地方独立行政法人及びその他特別の法律により設立された法人
- (G) 非営利共益法人技術研究組合
- (H) その他AMED理事長が適当と認めるもの

応募資格者_(2)～(8)

公募要領 第Ⅰ部 第3章

- (2) 課題が採択された場合に、課題の遂行に際し、機関の施設及び設備が使用できること。
- (3) 課題が採択された場合に、契約手続又は交付申請等の事務を行うことができること。
- (4) 課題が採択された場合に、本事業実施により発生する知的財産権(特許、著作権等を含む。)及び研究開発データの取扱いに対して、責任ある対応を行うことができること。
- (5) 事業の実施中・終了後に関わらず、フォローアップ調査(実用化に向けた進展、担当者変更等)等のAMED(AMEDが委託した業者を含む。)が実施する調査に回答できること。
- (6) 本事業終了後も、引き続き研究開発を推進するとともに、追跡調査等AMEDの求めに応じて協力できること。
- (7) 以下のうち(a)～(e)の複数の要件を満たす国内の機関等
 - (a) AMEDの指示の下、AMEDと緊密に連携して、創薬等を推進できる基盤(組織・設備・人材)を整備できること
 - (b) AMED創薬事業部が実施する事業(特に創薬支援推進事業(創薬ブースター))の推進に必要な各種業務を実施し、当該業務を適正かつ迅速に遂行した経験を有するか、又はAMEDが同等の経験を有すると判断した機関であること
 - (c) AMEDが支援する他の研究事業や国内の研究機関等の創薬に係る支援等を実施し、ユニットの自立的な運営に向けた取組を進められること
 - (d) 各分野における国内外の最新の状況について、調査研究を実施できる体制を有すること
 - (e) 医学・薬学の専門的な知識又は経験を有するものが在籍すること
- (8) スタートアップ企業等については、財務状況の健全性が確認できること。(審査時に財務状況が著しく脆弱と判断されると不採択となる場合があります。また、課題が採択された後に、財務状況が著しく脆弱で委託研究開発契約の履行能力又は補助事業の実施能力がないと判断されると、契約締結又は交付できない場合があります。)

応募に必要な書類について

公募要領 第I部 第4章

No.	必須/任意	必要な提案書類	備考
1	必須	(様式1)研究開発提案書	
2	研究開発代表者の所属機関がスタートアップ企業等の場合は、必須	財務状況資料 ・財務スコアリング ・直近3年分の法人税申告書一式 ・資金繰り表	ヒアリング対象になった時にAMEDから連絡後に提出

提案書の提出について

公募要領 第Ⅱ部 第1章

○提案書の入手方法 AMED ホームページ公募情報からダウンロード
<https://www.amed.go.jp/koubo/>

○提案書類受付期間

令和8年7月21日(火)～**令和8年9月1日(火)正午(厳守)**

- ・期限を過ぎた場合には一切受理できません。
- ・受付期間終了後の提案書類の差し替え等には応じられません。

○提出方法

電子メール添付又はデータシェアサービス経由により
下記メールアドレスへ送付

提出先 AMED創薬事業部 創薬企画・評価課

E-mail id3desk@amed.go.jp

※本事業はe-Radへの登録は不要です。

審査項目と観点

公募要領 第Ⅰ部 第5章

項目	観点
①事業趣旨等との整合性	・事業趣旨、目標等に合致しているか
②科学的・技術的な意義及び優位性	・現在の技術レベル及びこれまでの実績は十分にあるか ・独創性、新規性、革新性を有しているか ・医療分野の進展に資するものであるか ・新技術の創出に資するものであるか ・社会的ニーズに対応するものであるか ・医療分野の研究開発に関する国の方針に合致するものであるか
③計画の妥当性	・全体計画の内容と目的は明確であるか ・年度ごとの計画は具体的なもので、かつ、実現可能であるか ・生命倫理、安全対策に対する法令等を遵守した計画となっているか
④実施体制	・申請者を中心とした研究開発体制が適切に組織されているか ・十分な連携体制が構築されているか ・申請者等のエフォートは適切であるか ・不合理な重複／過度の集中はないか
⑤所要経費	・経費の内訳、支出計画等は妥当であるか
⑥事業で定める項目及び総合的に勘案すべき項目	・機構の指示の下、創薬支援ネットワークの機能の強化等に資する提案となっているか ・医薬品開発・生命科学を取り巻く現状を俯瞰し、最新の国内外の情報を収集・解析するなど調査研究を行う体制を構築できるか

3. 採択決定後の手続き等

採択後の手続き等

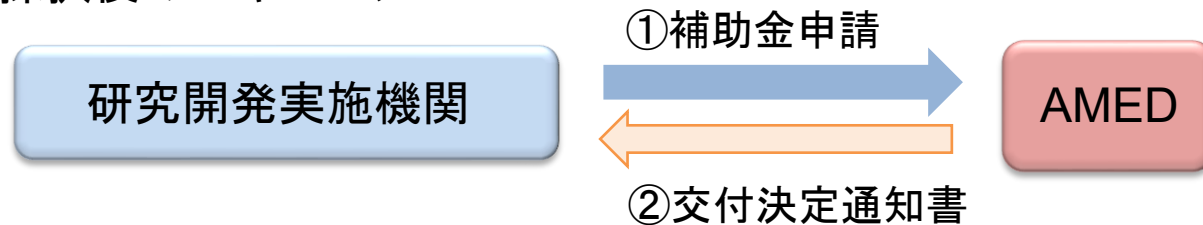
公募要領 第Ⅱ部 第3章

○補助金交付決定手続き

採択後、速やかに補助金交付申請手続きを進められるよう、下記を開始してください。

- ・研究開発計画書の作成
- ・業務計画に必要な経費の見積
- ・会計規定及び職務発明規定等の整備

＜採択後のスキーム＞



○交付決定日(交付決定通知書の日付)をもって事業開始となります。

○計画の内容や方法(経費の積算を含む)が双方の合意に至らない場合は、採択された課題であっても、交付決定しないことがあります。

○交付決定後においても、予算の都合等により、やむを得ない事情が生じた場合には、計画の見直し又は中止を求めることがあります。

○交付申請に係る様式は、AMEDホームページ、もしくはA-POST*からダウンロードしてください。

様式: <https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki.html>

*AMED研究開発課題管理支援ツール(A-POST): <https://www.amed.go.jp/keiri/a-post.html>

採択決定後の手続き等(補足)

- 採択後の手続き、本事業の事務手続き全般の詳細は、公募要領のほか、「事務処理説明書」をご覧ください。

「事務処理説明書」は、AMEDホームページ
(<https://www.amed.go.jp/keiri/youshiki.html>) から
閲覧・ダウンロードできます。

4. その他、ご質問事項等の照会先

*お問合せは電子メールでお願いします。(以下アドレス“AT”部分を@に変えてください)

照会内容	連絡先
公募や提案書類の記載方法等	AMED創薬事業部 創薬企画・評価課 「創薬支援推進事業・創薬シーズ実用化支援基盤整備事業」担当 E-mail: id3desk“AT”amed.go.jp
不正行為・不正使用・不正受給	AMED研究公正・業務推進部 研究公正課 E-mail: kouseisoudan“AT”amed.go.jp
利益相反管理	AMED研究公正・業務推進部 研究公正課 E-mail: amedcoi“AT”amed.go.jp